

# 鹿児島県産材輸出サポーター登録要領

## 第1 目的

鹿児島県産材（「かごしま材」を含む。）の海外への積極的な輸出に取り組む森林組合、製材工場、商社等（以下「輸出事業者」という。）を「鹿児島県産材輸出サポーター」（以下「サポーター」という。）として登録し、県産材の海外への普及と更なる輸出拡大を図るものとする。

## 第2 定義

- 1 「鹿児島県産材」とは、県内の森林から伐採された素材（原木）をいう。
- 2 「かごしま材」とは、上記素材（原木）を県内の製材工場等において加工した製品をいう。

## 第3 登録の対象

日本国内に事業所を有し、継続した木材輸出を実施または計画している輸出事業者とする。

## 第4 登録の要件

登録する輸出事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- （1）鹿児島県産材の積極的な輸出を行う計画があること。

なお、登録申請に当たっては、積極的な輸出に取り組む旨の鹿児島県産材輸出宣言書（第1号様式）を提出すること。

- （2）鹿児島県産材の供給元となる県内の森林組合や素材生産業者等（以下「林業事業体等」という。）からの推薦書（第2号様式）があること。

なお、推薦する林業事業体等については、合法木材の認定事業者であること。

## 第5 登録の申請

登録を受けようとする輸出事業者は、登録申請書（第3号様式）に必要事項を記入し、関係書類を添えて知事に提出する。

## 第6 登録及び登録証の交付

知事は、受理した登録申請の内容が適正か審査を行い、登録の要件に適合した場合は、サポーターとして登録し、登録証（第4号様式）を交付する。

## 第7 登録の有効期間

前項の登録証の有効期間は、登録日が属する年度の末日（3月31日）までとする。ただし、登録証の有効期間が満了する1ヶ月前までに知事から書面による通知を行わないときは、翌年度へ1年間更新され、その後も同様とする。

## 第8 登録の申請内容の変更

サポーターは、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届（第5号様式）を知事に提出するものとする。

## 第9 登録の取消し

- 1 知事は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は登録を取り消すことができる。
  - (1) サポーターから登録取消申請書（第6号様式）が提出されたとき。
  - (2) サポーターが提出した登録申請書や関係書類の記載事項に虚偽があったとき。
  - (3) サポーターに相応しくない事由（法令違反等）が発生したとき。
- 2 知事は、前項に掲げる事項に該当してサポーターの登録を取り消したときは、当該サポーターに、登録取消通知書（第7号様式）により通知しなければならない。
- 3 登録を取り消されたサポーターは、既に交付を受けた登録証を県に返還しなければならない。

## 第10 サポーターの役割

サポーターは、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 鹿児島県産材に関する知識習得、情報収集
- (2) 鹿児島県産材の積極的な輸出及び普及・PR
- (3) 鹿児島県産材の輸出に関する情報提供

## 第11 県の役割

県は、サポーターの取組を支援するため、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 県のホームページ及び広報誌等における広報宣伝
- (2) 県産材供給に関する情報等の提供
- (3) 県産材輸出の取組等への支援
- (4) 県産材を普及するためのパンフレット等PR資材の提供

## 第12 報告の義務

輸出事業者は、毎年4月末日までに、輸出状況報告書（第8号様式）を知事に提出するものとする。

## 第13 サポーターの責務

サポーターは、県産材の輸出において問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

## 第14 その他

その他サポーターの登録に必要な事項については別に定める。

## 附 則

この要領は、平成27年4月30日から施行する。

## 鹿 児 島 県 産 材 輸 出 宣 言 書

鹿児島県知事 殿

当社は、木材輸出において、鹿児島県産材に関する知識習得や  
情報収集に努めるとともに、普及・PRを行い、積極的な鹿児島  
県産材の輸出拡大に努めます。

令和 年 月 日

申請者

(名称)

(代表者職・氏名)

印

(第2号様式)

## 鹿児島県産材輸出サポーター推薦書

鹿児島県知事 殿

下記の者を、鹿児島県産材の積極的な輸出に取り組む輸出事業者として、鹿児島県産材輸出サポーターに推薦します。

記

輸出事業者名	住 所

推薦者

(林業事業者等名)

(代表者職・氏名)

㊞

合法木材認定事業者団体認定番号：

(第3号様式)

## 鹿児島県産材輸出サポーター登録申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者  
(名称)  
(代表者職・氏名)

㊟

鹿児島県産材輸出サポーターとして登録を受けたいので、鹿児島県産材輸出サポーター登録要領第5の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1 申請者

輸出事業者名			
代表者職・氏名			
所在地	〒 -		
電話番号	- -	FAX番号	- -
メール(E-mail)アドレス			
ホームページアドレス			
申請担当者職氏名			

#### 2 添付書類

「鹿児島県産材輸出サポーター登録調査票」(第3号様式一別紙)

(第3号様式－別紙)

## 鹿児島県産材輸出サポーター登録調査票

### 1 鹿児島県産材輸出計画

(単位:m3)

相手国	樹種	規格	輸出港	手段	材積

注) 1. 規格欄は、丸太もしくは製材品の別を記入する。

2. 手段欄は、コンテナもしくはバルク(ばら積み)の別を記入する。

### 2 鹿児島県産材の主な仕入れ先

仕入れ先(林業事業体等)名	住所

注) 添付書類「鹿児島県産材輸出サポーター推薦書」の推薦者と合わせること。

### 3 直近2年間の木材輸出実績

(単位:m3)

	主な輸出国	木材輸出量	うち鹿児島県産材数量
1年前 ( 年度)			
2年前 ( 年度)			

# 鹿児島県産材輸出サポーター登録証

登録番号 ROO-000号

殿

貴社を県産材の輸出に積極的に取り組む鹿児島  
県産材輸出サポーターとして登録する

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県知事

(第5号様式)

## 鹿児島県産材輸出サポーター登録事項変更届

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県産材輸出サポーター

(名称)

(住所)

(代表者職・氏名)

印

令和 年 月 日付けをもって、鹿児島県産材輸出サポーターとして登録されましたが、その後、登録申請書の記載事項について下記のとおり変更がありましたので、鹿児島県産材輸出サポーター登録要領第8の規定に基づき届け出ます。

### 記

- 登録年月日 令和 年 月 日
- 登録番号
- 変更内容  
(1) 変更事項  
  
(2) 変更内容  
[変更前]  
  
[変更後]
- 変更理由
- 変更年月日



(第6号様式)

## 鹿児島県産材輸出サポーター登録取消申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県産材輸出サポーター  
(名称)  
(住所)  
(代表者職・氏名)

印

令和 年 月 日付けで鹿児島県産材輸出サポーターとして登録していましたが、鹿児島県産材輸出サポーター登録要領第9の1の(1)の規定に基づき、登録の取消を申請します。

### 記

1 登録年月日及び登録番号

① 登録年月日 令和 年 月 日

② 登録番号

2 所在地及び名称等

① 所在地

② 名称

③ 代表者名

3 取消申請理由

(第7号様式)

## 鹿児島県産材輸出サポーター登録取消通知書

令和 年 月 日

殿

鹿児島県知事

下記の登録については、鹿児島県産材輸出サポーター登録要領第9の2の規定に基づき、令和 年 月 日付けで登録を取り消しましたので通知します。

### 記

1 登録年月日及び登録番号

① 登録年月日 令和 年 月 日

② 登録番号

2 所在地及び名称等

① 所在地

② 名称

③ 代表者名

3 取消理由

(第8号様式)

# 鹿児島県産材輸出サポーター輸出状況報告書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県産材輸出サポーター

(名称)

(代表者職・氏名)

印

登録年月日

年 月 日

登録番号

第 号

鹿児島県産材輸出サポーターとして、鹿児島県産材輸出サポーター登録要領第12の規定に基づき、鹿児島県産材の輸出実績について、下記のとおり報告します。

## 記

### 1 鹿児島県産材輸出実績

令和 年度(令和 年4月1日～令和 年3月31日)

(単位:m3)

相手国	樹種	規格	輸出港	手段	材積	主な仕入れ先

注)1. 規格欄は、丸太もしくは製材品の別を記入する。

2. 手段欄は、コンテナもしくはバルク(ばら積み)の別を記入する。

3. 行が不足する場合は、適宜挿入すること。

### 2 鹿児島県産材輸出計画

令和 年度(令和 年4月1日～令和 年3月31日)

(単位:m3)

相手国	樹種	規格	輸出港	手段	材積

注)1. 規格欄は、丸太もしくは製材品の別を記入する。

2. 手段欄は、コンテナもしくはバルク(ばら積み)の別を記入する。

3. 行が不足する場合は、適宜挿入すること。